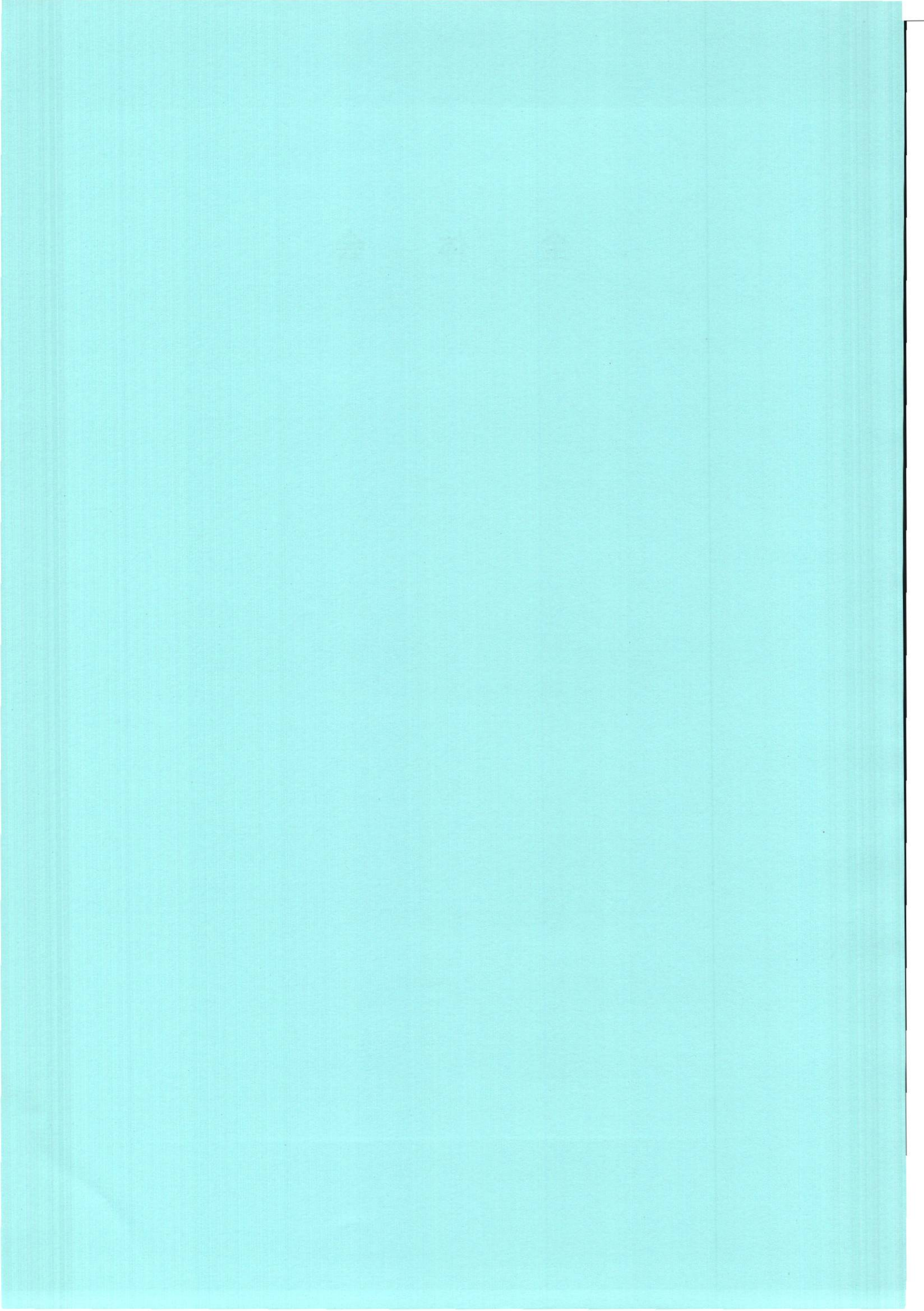


全 体 会









## 第一分科会 「プルサーマルと核燃料サイクルについて」

座長 小牧 勝一郎 議員

おはようございます。第一分科会の座長を勤めさせていただきました川内市議会の小牧でございます。

これから、第一分科会のテーマでありました「プルサーマルと核燃料サイクル」についての報告をさせていただきます。このテーマに沿って、熱心な議論が交わされましたので、その内容を報告いたします。

まず一番目といたしまして、プルサーマルと核燃料サイクルは、推進すべきであるという立場から、次のような意見が出されました。

- 1 MOX燃料は、ウラン燃料と同じように技術的に確立しているし、安全性は確保できる。
- 2 資源の少ない国である日本の現状を考えると、安定した電力である原子力は引き続き推進していくべきである。
- 3 日本の将来にわたるエネルギーを考えると、核燃料を有効に再利用をするべきである。

このような意見が出されました。それに対しまして、プルサーマルと核燃料サイクルはやめるべきであるという立場から、次のような意見が出されました。

- 1 現在の核燃料サイクルは、最終処分の問題が確立していない。
- 2 プルサーマルの安全性は確立されていない。従事労働者の被ばくリスクが大き過ぎる。
- 3 プルサーマルは、再処理・最終処分の費用を考えると経済的優位性はなく、核燃料サイクルは成り立たない。
- 4 資源エネルギー、燃料電池等の研究を進め、環境に優しいエネルギーへ転換していくべきである。

と、このような意見が出されました。

次に、3番目といたしまして、中立的な意見といたしまして、核燃料サイクルの推進を留保し、使用済みMOX燃料の処理の問題、今後のエネルギー需給の問題等を考慮し、再度将来計画の検討を行うべきである。そして、使用済み燃料については、中間貯蔵を早期に具体化すべきであるなどの意見が出されました。

以上のような相反する意見・要望が出された中で、以下の点につきましては、意見の一致を見ました。

- 1 国及び電気事業者はプルサーマルを始めとした核燃料サイクル、将来のエネルギー政策について明確な方針を示し、今後の原子力政策を展開するに当たっては、立地地域の住民を始め、国民に対する十分な説明を行い、理解を得る努力をすべきである。
- 2 国及び電気事業者は、トラブル・事故等についての情報を十分公開し、地域住民を始め国民に対し正確な説明をすべきである。

以上、2点でございました。

以上のおり、第一分科会で出された意見・要望を集約させていただきました。

これで第一分科会の報告を終わります。ありがとうございました。



## 第二分科会 「原子力の防災対策と安全確保について」

座長 上 菌 幸近 議員

おはようございます。第二分科会の座長を勤めさせていただきました川内市議会の上菌幸近であります。

第二分科会では、「原子力の防災対策と安全確保について」という課題で論議を交わしてまいりました。まとめにつきましては、正副座長の方で分科会の皆様のご了解を得て討議の内容を6項目にわたりまして、両論併記の形でまとめさせていただきました。そして、意見の一致点として4項目についてまとめをさせていただきましたので、その内容の概略を御報告をさせていただきます。

まず1つ目に、オフサイトセンターについてであります。

既にオフサイトセンターが建設された議会からは、関係機関の連携を図れる点など画期的な施設であることが報告されたのに対しまして、建設地が隣接市町村にあり、有事の際の対応に問題がある点などが指摘をされております。

2つ目には、緊急時医療対策についてであります。

緊急被ばく医療ができる施設の設置場所については、原発の近隣に設置すべきであるという趣旨の意見が述べられたのに対しまして、原子力災害は広域的に考え、一定の距離をとり、安全を確保できる地点に設置すべきであるという趣旨の意見も述べられております。

3つ目には、原子力防災訓練について。

万が一、事故が起きた場合を想定し、住民が自主的に避難できる訓練を国が指導すべきであるという趣旨の意見が述べられております。

4つ目には、温排水の影響についてであります。

環境への影響があったとの発言は、特にございませんでした。有効活用しているとの立地議会からの報告がなされております。

5つ目には、原子力の安全確保について。

定期点検のあり方を見直すべきであるとの意見や、事故後の善後策について、電気事業者に対し徹底した追及をすべきであるという趣旨の意見が述べられております。また、住民が安心できる施策を展開し、安全性のPRに努めるべきであるという趣旨の意見が述べられております。

6点目に、テロ行為等の防護対策について。

自衛隊による警備を検討すべきであるという趣旨の意見や、上空からの攻撃に備え、補強などを検討すべきであるという趣旨の意見が述べられております。

以上のような意見が出された中で、以下の4つの点について、意見の一致ということでまとめをさせていただいております。

1つに、全国のオフサイトセンターの早期の竣工をしていただきたい。

2つ目に、防災ヘリなどによる搬送を含め、緊急時に被ばく医療ができる体制を整備すること。

3つ目に、交通弱者対策を含め早期に避難道路を整備すること。

4つ目に、テロ行為などによる防護対策については、情報公開をし、国の責任において対応すること。

以上で第二分科会の報告を終わります。ありがとうございます。



### 第三分科会 「原子力と地域振興について」

座長 川畑 善照 議員

おはようございます。第三分科会の座長を務めました川内市議会の川畑でございます。  
第三分科会では、「原子力と地域振興」をテーマに熱心な議論が交わされましたので、その概略を報告いたします。

まず、核燃料税の配分について、以下のような意見がありました。

- 1 核燃料税を県は一般財源に入れないで、立地市町村に配分してほしい。
- 2 市町村への配分について、県によってまちまちであるので、全国一律にし市町村へ配分すべきである。
- 3 核燃料税の配分率について、立地市町村に半分以上を配分すべきである。

次に、原子力立地地域振興特別措置法については、以下のような意見がありました。

- 1 特措法施行令によれば対象範囲が狭く、地域振興につながらない。
- 2 また、対象範囲であっても、関係省庁の予算枠に縛られそうである。
- 3 特措法振興計画の策定において、県は、立地市町村の実情を理解していない。

次に、三法交付金の一般財源化については、以下のような意見がありました。

- 1 電力の安定供給に寄与している立地地域の労苦がわかるよう、地域の要望を理解してほしい。
- 2 自主財源として交付金を使えるようにしてほしい。
- 3 地方分権の中「恒久的な地域振興は自らの手で」といわれるが、であれば、時限立法ではなく恒久的な財源とすべきである。

次に、電気料金割引制度について、以下のような意見がありました。

- 1 地元の産業活動推進のため電気料金を安くしてほしい。
- 2 電源地域は、大都市へ電力の安定供給を行っており、大都市の利益を再配分すべきである。
- 3 まちの発展には企業誘致が必要と考えるが、過去の電源三法の使われ方、建物はできたが人口は減ったという事例だけである。そこで、企業誘致を進められるよう電気料金を安くする必要がある。

次に、市町村合併と地域振興計画について、以下のような意見がありました。

- 1 市町村合併が避けられない議論になっている。今後振興計画を策定することになるが、合併すると振興計画は見直さないといけないのか不安である。
- 2 市町村合併を考えると地域振興や安全性について、地域住民への広報活動がどうあるべきか迷っている。
- 3 財政格差がある中で、市町村合併の建設計画づくりは難しいが、それを乗り越えて合併を進めたい。
- 4 原発立地を目指しているが、市町村合併のパートナーがない。このような困った地域の現実を知ってもらい、国は振興策を強く進めてほしい。
- 5 合併で地域振興計画を見直しをすると、旧立地市町村への事業配分が薄くなってくる可能性がある。住民が不信感を持たないようにしてほしい。地域振興計画の内容を担保してほしい。合併以後の地域振興計画にずれが生じないように要望したい。

次に、法定外普通税について、以下のような意見がありました。

- 1 法定外普通税の創設について、使用済み核燃料の保管税ではどうか。



2 発電しているときは、安定的に税収がある「発電税」といったものを創設したらどうか。

その他の主な意見は、次のとおりでありました。

- 1 施設使用は50年、固定資産税は15年はおかしい、施設と税の整合性が必要である。
- 2 施設の耐用年数60年の話がある。30年を60年にすれば老朽化で不安が増す。運転延長については、5年ごとの協議が必要である。
- 3 地域振興を条件に立地を同意したにもかかわらず、その計画の推進を陳情しなければならぬのは、おかしい。
- 4 観光産業も地域振興である。原子力発電所の見学者が地域振興につながるよう事業所にお願ひし、意識的に地域の宿泊施設に泊まるよう働きかけるべきである。

以上のような意見・要望が出された中で、以下の点について意見の集約がなされた。

- 1 核燃料税の市町村配分については、ばらつきをなくすこと。
- 2 市町村の地域振興を推進するため、地域の実情に沿って活用できるよう、三法交付金を一般財源化すること。
- 3 立地地域の産業振興のため、企業誘致の起爆剤となるような電気料金の割引制度を拡充すること。
- 4 安定的に税収が見込まれる法定外普通税の創設に向け研究を進めること。

以上で、第三分科会の報告を終わります。



## 第四分科会 「原子力の住民合意と地域共生について」

座長 杉菌 道朗 議員

第四分科会の座長を勤めさせていただきました川内市議会の杉菌道朗でございます。極力ゆっくり報告をさせていただきます。

第四分科会では、原子力の住民合意と地域共生についてをテーマに熱心な議論が交わされましたので、その概要を報告いたします。

まず、住民投票制度の是非については、これまで実施した団体の例も挙げながら、賛成、反対の立場で多くの意見が述べられました。

住民投票の実施について、肯定的な立場からは、次のような意見が述べられました。

- 1 住民合意の方法としては、住民投票が一番よいと考えている。本来なら議会制民主主義がよいと思うが、住民の意見が二分されるような重要な問題については、住民投票を行うべきである。
- 2 これまでの原発のあり方については、十分な説明がなく、住民意思の合意形成の場がなかった。プルサーマル問題についても住民投票を実施することになって初めて国からの説明があり勉強する機会があった。このような意味で、住民投票は重要な位置づけがなされると考えられる。

次に、慎重に対処すべきとの立場から、次のような意見が述べられました。

- 1 現在の住民投票については、法的拘束力がないが、首長等の判断は拘束されているのが現状である。住民投票を法制度上もしっかりと確立させるべきである。  
なお、住民投票については、議会の補完的意味合いで実施されるべきである。
- 2 原発問題は、20年～30年の長いスパンで決定される重要な問題であり、住民の一時的な意思による住民投票で決められることは非常に難しいことであり、慎重に行うべきである。
- 3 原子力問題については、高度な技術的な内容も含んでおり、住民が理解し判断することは困難であり、負託を受けた議会が判断すべきものとする。

また、国策の大きな問題については、住民・地域だけでは決められないと思う。

- 4 住民投票については、責任の所在が不明確であるので、本来ならば実施すべきではない。議会に住民の考えが明確に反映されていれば住民投票は必要ないと思われる。
- 5 住民投票は、議会自体が判断を避けるための手段となり得る可能性がある一方で、実施すべきではない。

なお、住民投票を実施する場合の問題点としては、次のような意見が述べられました。

- 1 住民投票を実施するに当たって、住民の知識と理解を深めるため、国・事業者ともに積極的に広報活動を行うべきである。
- 2 住民投票については、地域性及びそのための土壌が育っているかが問題であり、あらかじめ取り扱うテーマを決めておくべきである。

次に、住民に原子力を理解してもらうためには、原子力広報のあり方が大変重要であるとの意見が述べられました。

また、原子力立地手続と住民合意については、次のような意見が述べられました。

- 1 国がエネルギー政策を進める上では、国はただ地元合意を待つだけでなく、積極的なPR活動を推進すべきである。
- 2 原子力に対する住民合意を得るためには、あらゆる地域振興策を含め、地域づくりを



進めるための合意形成が必要である。

次に、マスコミと原子力報道について、マスコミは原子力事故・事象を大きくヒステリックに報道しがちであるので、住民の不安をあおり、さらに、原発不信を助長している。情報は必要であるが、国としてもマスコミに対して節度を持った報道をされるよう理解を求めてほしいとの意見が述べられました。

最後に、原子力と学校教育については、次のような意見が述べられました。

- 1 原子力教育については歴史の事実も踏まえ、学校教育の中で正しく扱い、十分理解してもらう必要がある。
- 2 地元では、今後の原発との共生を真剣に考えているところであり、原子力の是非について学校教育の中で簡単に扱ってほしくない。

以上のような意見が出ております。

以上で第四分科会の報告を終わります。ありがとうございました。



## 第五分科会 「長期エネルギー見通しと原子力の位置付けについて」

座長 福田 俊一郎 議員

第五分科会の座長を勤めさせていただきました川内市議会の福田俊一郎でございます。

第五分科会では「長期エネルギー見通しと原子力の位置づけについて」をテーマに、活発な論議が交わされましたので、その概要を御報告申し上げます。

まず、原子力政策については、以下のような意見が述べられました。

- 1 国の今後のエネルギー政策の基本となる総合資源エネルギー調査会の報告書にある基本目標の達成のためには、今後原子力発電所の増設を10～13基見込んでも、さらなる省エネルギーの推進と新エネルギーの推進に大変な努力が必要であること。また、仮に原子力発電所の増設をゼロにした場合、経済成長に非常に大きな影響を与えるということを前提に論議する必要がある。

- 2 安全性、使用済み燃料、プルサーマル、発電コストなどが課題として提起され、原子力は、安全対策第一で推進すべきだ。

次に、エネルギー需給については、以下のような意見が述べられました。

- 1 今後世界の人口がふえれば、世界のエネルギー需給は逼迫し石油等は値上がりする。
- 2 一般家庭と民間の電力需要が伸びている。

次に、新エネルギーとの関係については、以下のような意見が述べられました。

- 1 国は、新エネルギーと原子力発電をどういうスタンスで推進しようとしているのか。
- 2 国の予算は、原子力発電推進対策に傾斜しているので、今後は、新エネルギー推進対策に対する支出を増額すべきだ。
- 3 太陽光発電、風力発電、燃料電池等、新エネルギーの推進により、基本的には将来は脱原発になると思う。
- 4 新エネルギーは、まだまだ実用段階ではなく、当分は原子力発電に頼らなければならない。
- 5 原子力発電と同時に風力発電も建設されているが、原子力発電に比べ発電規模は微々たるものであり、原子力発電は危険性もあるが、エネルギー源として欠かせないものである。

- 6 新エネルギーの開発に国の予算をつぎ込むことは、よいことである。原子力発電にこだわりすぎるのはよくないが、新エネルギーが実用化するまでは原子力発電は重要だ。

次に、バックエンド対策については、以下のような意見が出されました。

- 1 廃棄物処理の研究を進めてほしい。使用済み燃料は、中間貯蔵についても弾力的に対応すべきだ。
- 2 原子力発電を推進する上では、廃棄物処理対策をしっかりとやる必要があり、現在、これらについて立ち止まって検討し、国の原子力政策を変更する時期に来ている。

次に、電力自由化については、カリフォルニアの停電は、電力自由化により起きたとの意見が出されました。

次に、原子力理解の推進については、以下のような意見が述べられました。

- 1 今後、学生のエネルギー政策に対する教育が重要になる。
- 2 原子力の不安解消のため国は努力すべきだ。
- 3 原子力広報は、漫画等を使ってわかりやすく国民に広報すべき。
- 4 国は、原子力発電の推進を自治体に任せきりだ。



5 国は、事故を隠すことなく国民の信頼回復に努めるべきだ。

次に、新エネルギーに関する報道等については、以下のような意見が述べられました。

- 1 新聞報道等が、新エネルギーが今後のエネルギー源として十分だと思わせている。
- 2 女性や高齢者の間に、新エネルギーがあれば原発は必要はないという傾向が強い。
- 3 国が、新エネルギーについて宣伝し過ぎである。原子力立地市町村としては困惑している。

このほか、以下のような意見が述べられました。

- 1 電力を安定供給できるものは原子力発電しかない。電力の安定供給がないと産業発展もない。
- 2 福島県では、エネルギー政策について検討会をつくり論議している。
- 3 自治体・国・電力会社の間意思疎通が一方通行になっている。
- 4 国会レベルでエネルギー政策について議論し、国民に関心を持たせることが必要ではないか。
- 5 原子力発電所から放出される放射線は、新しい原発ほど少なく、安全性は向上している。

以上であります。

第5分科会の報告を終わります。ありがとうございました。



